

北海道立図書館協議会条例（昭和26年4月1日条例第21号）

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定により、北海道立図書館（以下「図書館」という。）に、北海道立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、北海道教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、その欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（教育委員会規則への委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日条例第45号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第65号抄）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。